

公益社団法人 新潟県建築士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県建築士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の協力によって建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡を通じて建築文化の進展を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の品位の保持向上に関する事業
- (2) 建築士制度の普及宣伝及びその改善に関する事業
- (3) 建築士の登録事務に関する受託事業
- (4) 建築士の業務の進歩改善に関する調査研究及びその促進
- (5) 建築士の建築技術に関する講演会、講習会、研修会等の実施並びに助成
- (6) 建築士の地域貢献活動に対する支援事業
- (7) 官公庁等からの受託事業
- (8) 会員の福利厚生に関する施策
- (9) 前各号に関する印刷物の刊行及び頒布
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 新潟県内に住所又は勤務場所を有する建築士で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 準会員 新潟県内に住所又は勤務場所を有し、将来建築士になろうとする者で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書により申し込みをしなければならない。

（会費）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 建築士の免許を取り消されたとき
- (2) 建築士法第37条から第43条までの規定による処分を受けたとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) この定款その他の規則に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名しようとするときは、除名しようとする会員に対して、その旨を当該総会の日から1週間前までに通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項により除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

（懲戒）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって懲

戒処分を行うことができる。

(1) 建築士法、建築基準法等の建築関係法令に違反し、司法上又は行政上の処分を受けたとき

(2) 本会の定款、規則又は公益社団法人日本建築士会連合会倫理規程に違反する行為があったとき

(3) 本会の秩序若しくは信用を害し、又は品位を失う行為があったとき

2 懲戒の種類は、次に定めるものとする。

(1) 文書注意又は戒告

(2) 会員権利の一時停止

(3) 退会勧告

3 第1項により懲戒処分を行なったときは、懲戒処分した会員にその旨を通知しなければならない。

4 懲戒処分を受け、処分に異議がある者は、懲戒処分の通知があった日から1ヵ月以内に、会長に対して異議の申立てをすることができる。

5 前項による異議申立てがあった場合、会長は理事会に諮り、理事会が異議申立てを正当と認めた時は、懲戒処分を取り消すものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、または失踪宣言を受けたとき

(3) 会員である団体が解散したとき

(4) 1年以上会費等を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金は返納しない。

第4章 総会

(種類)

第13条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 前項の総会は、一般社団・財団法人法に定める社員総会とする。

(構成)

第 14 条 総会は正会員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 10 分の 1 以上の正会員は、目的及び招集の理由を記載して、会長に対し、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項による請求があった場合には、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、2 週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。この場合、議長は正会員として表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の採決によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う(以下「特別決議」という。)。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した総会の構成員の中から選任した 2 名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 35 名以内

(2) 監事 4 名以内

2 理事のうち 1 名を一般社団・財団法人法第 90 条第 3 項の代表理事とし、10 名以内を同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

3 理事及び監事の各 1 名は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 5 条第 1 項第 15 号及び第 16 号の理事及び監事とする。

(理事及び監事の選任)

第 23 条 理事及び監事は、正会員の中から総会によって選任する。ただし、前条第 3 項の理事及び監事を除く。

- 2 代表理事は、理事会で理事の中から選定し、会長に就任する。
- 3 副会長は、理事会で理事の中から 3 名以内を選定し、業務執行理事に就任する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会で理事の中から選定することができ、業務執行理事に就任する。ただし、専務理事は 1 名、常務理事は 3 名以内とする。
- 5 理事会は、前 2 項の業務執行理事のほか、会長が必要と認める理事を、業務執行理事に選定することができる。
- 6 監事は理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 9 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(会長及び業務執行理事の権限)

第 24 条 会長及び業務執行理事は、次の職務を行う。

- (1) 会長はこの法人を代表し、この法人の業務を執行する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
 - (3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括し、理事会が別に定める決裁を行う。
 - (4) 常務理事は、専務理事を補佐する。
 - (5) その他の業務執行理事は、会長の命により特命事項を担当、執行する。
- 2 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の権限)

第 25 条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計

算書類及び事業報告等を監査する。

(3) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(監事の義務)

第26条 監事は、次の職務を行わなければならない。

- (1) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。
- (2) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求しなければならない。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集しなければならない。
- (4) 理事会が総会に提出しようとする議案、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめる請求をしなければならない。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなる場合、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第28条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、総会の特別決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬等及び費用)

第29条 理事及び監事に報酬等は支給しない。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 3 前 2 項の取扱いについては理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第 31 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合は、各監事の同意を得なければならない。

- 3 第 1 項に基づき、責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は遅滞なく正会員に対し、一般社団・財団法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、3 か月以内に異議を述べる旨を通知しなければならない。

- 4 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員が 3 か月以内に異議を述べたときは、理事会はこの免除をすることができない。

(責任の限定契約)

第 32 条 この法人は、代表理事及び業務執行理事を除く役員との間で、前条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長並びに顧問及び相談役)

第 33 条 この法人に、名誉会長並びに顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人の会長の職にあった者で、特にこの法人のために貢献

した者を理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 名誉会長は、会費を支払う義務を免除される。
- 4 顧問及び相談役は理事会において任期を定めた上で選任する。
- 5 名誉会長並びに顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 名誉会長並びに顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の権限を有する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程及び規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 理事の責任の免除又は限定
- (6) 会員の懲戒
- (7) 理事会が別に定める額を超える契約締結の承認
- (8) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第36条 理事会は会長が招集する。ただし、第26条第1項第3号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を会長に請求することができる。ただし、請求があった日から5日以内に、請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合には、前項に関わらず、その請求をした理事が招集することができる。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、前項の場合及び、理事及び監事の全員の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、その理事会において出席した理事の中から互選により選任する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、議長は理事として表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長の裁決によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が、書面又は一般社団・一般財団法人法施行規則第 89 条に定める電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

(理事会規程)

第 40 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(財産の管理運用)

第 42 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日

までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 第1項の事業計画書及び収支予算書については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類及び、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、認定法施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の特別決議により変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 49 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、余剰金の分配を行うことはできない。

第 9 章 委員会

(設置)

第 50 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置する。

2 委員会の構成及び運営並びに委員の選任に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 会長は、理事会の承認を得て、職員の中から事務局長を任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 52 条 この法人は、個人情報の保護に関する法律に基づき、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第 13 章 補 則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は川ノ口信一とする。

附 則

この改正定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により公益認定を受けた日から施行する。

附 則

この改正定款は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正定款は、令和８年８月１日から施行する。